

○熊本県推計人口調査要綱

(昭和 42 年 3 月 31 日告示第 240 号の 6)

改正 昭和 43 年 2 月 10 日告示第 122 号 昭和 43 年 5 月 30 日告示第 426 号
昭和 46 年 7 月 3 日告示第 615 号 昭和 46 年 12 月 18 日告示第 1030 号
昭和 48 年 2 月 3 日告示第 66 号 昭和 55 年 3 月 4 日告示第 161 号
平成 5 年 9 月 17 日告示第 746 号 平成 11 年 2 月 12 日告示第 106 号
平成 24 年 2 月 28 日告示第 200 号 平成 24 年 6 月 15 日告示第 801 号

熊本県統計調査条例の規定に基づき、熊本県推計人口調査要綱を次のように定める。

熊本県推計人口調査要綱

(趣旨)

第 1 条 熊本県推計人口調査(以下「調査」という。)については、熊本県統計調査条例(昭和 30 年熊本県条例第 19 号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(調査の目的)

第 2 条 調査は、県の経済、社会、労働等に関する諸施策の基礎資料とするため、5 年ごとに実施される国勢調査の間における市区町村別の人口及び世帯数の推移を明らかにすることを目的とする。

(調査事項)

第 3 条 調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女別人口
- (2) 世帯数
- (3) 男女別出生者数
- (4) 死亡者の男女の別及び生年月
- (5) 転入者の男女の別、生年月及び従前の住所
- (6) 転出者の男女の別、生年月及び転出先

(調査期日)

第 4 条 調査期日は、毎月 1 日午前零時(以下「調査期日」という。)現在とする。

(調査の範囲)

第 5 条 調査は、調査期日において、県内の市町村内に住所を有する者について行なう。ただし、外国人のうち、外国軍隊の軍人、軍属及びそれらの家族並びに外交団員(随員及び家族を含む。)は、調査の範囲から除くものとする。

(調査の方法)

第 6 条 調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 出生者及び死亡者については、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)により届出のあった者のうち調査期日前 1 か月間に当該市町村において住民票の記載及び消除を行うこととなった者を調査する。

- (2) 転入者については、調査期日前1か月間において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出のあった者を調査する。
- (3) 転出者については、調査期日前1か月間において住民基本台帳法第24条の規定により届出のあった者を調査する。
- (4) 世帯数については、住民基本台帳によって調査する。
(調査機関等)

第7条 調査は、知事及び市町村長が行なうものとする。

- 2 市町村長は、前条の規定により調査した調査結果を、別紙第1号様式、別紙第2号様式、別紙第3号様式、及び別紙第4号様式により毎月15日までに知事に報告するものとする。
- 3 市町村長は、前項に定める様式によりがたいときは、知事の承認を得て、前項に定める様式を変更した様式によることができる。

(推計方法)

第8条 人口、世帯数及び年令別人口の推計は次の各号に掲げる方法により行なう。

- (1) 人口及び世帯数については、毎月1日午前零時現在を推計の期日とし、最も新しい国勢調査による人口及び世帯数を基礎として、人口についてはその後における各月の出生者数、死亡者数、転入者数及び転出者数を加減し、世帯数についてはその後における各月の世帯の増減数を加減して算出する。
- (2) 年令別人口については、毎年10月1日午前零時現在を推計の期日とし、最も新しい国勢調査による年令別人口を基礎として、当該年令別人口の各歳に毎年1歳を加えた年令別人口に、その後における各年の出生者数並びに年令別の死亡者数、転入者数及び転出者数を加減して算出する。

(公表)

第9条 知事は、推計人口及び世帯数を、毎月末日までに集計整理のうえ、その結果を「熊本県の人口と世帯」により公表し、毎年末に年報を「熊本県推計人口調査結果報告」として公表する。

(推計人口の修正)

第10条 この調査における推計人口の誤差の修正は、国勢調査の結果により行なう。

附 則

この要綱は、昭和42年4月1日から施行する。

改正文(昭和43年2月10日告示第122号)抄

- 1 昭和42年12月1日から適用する。

改正文(昭和43年5月30日告示第426号)抄

- 1 昭和43年6月1日から施行する。

附 則(昭和46年7月3日告示第615号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。
- 2 第7条第2項に規定する報告は、この要綱による改正にかかわらず、昭和47年3月分の調査までの間新旧両様式によって行なうものとする。

附 則(昭和46年12月18日告示第1030号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年2月3日告示第66号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月4日告示第161号)

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成5年9月17日告示第746号)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成11年2月12日告示第106号)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成24年2月28日告示第200号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月15日告示第801号)

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

熊本県知事 様

_____市町村長

熊本県推計人口調査票の提出について

このことについて、 年 月分を別添のとおり提出します。

1 出生、死亡(死亡票 枚)

	出生	死亡	増加
男			
女			
総 数			

2 転入(転入票 枚)

男	
女	
総 数	

3 転出(転出票 枚)

男	
女	
総 数	

※ この欄の転出者数は県内への転出者及び職権消除者数を含んだものです。

4 増減(自然増加+転入-転出)

男	
女	
総 数	

5 市区町村コード

1	2	3	4	5
			D	

出生者数	男	6	7	8		女	9	10	11	
	男	16	17	18	19	女	20	21	22	23
国籍の喪得	帰 化									
	男	28	29			女	30	31		
	国 籍 喪 失									
	男	32	33			女	34	35		
世帯数の増減(△)		36	37	38	39	40				

先月の錯誤等

推計人口調査票(転入票)

年 月分

市区町村コード

1		3
---	--	---

市町村

転入者及び実態調査等による職権記載者

(枚中

78		80
----	--	----

 枚目)

氏名	性別	生年月			職権	従前の住所	※都道府県					備考	
	男女	年号	年	月			市区町村コード						
4 A	5 12	M T S H					13					18	
	19 12	M T S H					27					32	
	33 12	M T S H					41					46	
	47 12	M T S H					55					60	
	61 12	M T S H					69					74	
4 A	5 12	M T S H					13					18	
	19 12	M T S H					27					32	
	33 12	M T S H					41					46	
	47 12	M T S H					55					60	
	61 12	M T S H					69					74	
4 A	5 12	M T S H					13					18	
	19 12	M T S H					27					32	
	33 12	M T S H					41					46	
	47 12	M T S H					55					60	
	61 12	M T S H					69					74	
4 A	5 12	M T S H					13					18	
	19 12	M T S H					27					32	
	33 12	M T S H					41					46	
	47 12	M T S H					55					60	
	61 12	M T S H					69					74	
4 A	5 12	M T S H					13					18	
	19 12	M T S H					27					32	
	33 12	M T S H					41					46	
	47 12	M T S H					55					60	
	61 12	M T S H					69					74	
4 A	5 12	M T S H					13					18	
	19 12	M T S H					27					32	
	33 12	M T S H					41					46	
	47 12	M T S H					55					60	
	61 12	M T S H					69					74	

推計人口調査票(転出票)

年 月分

市区町村コード

1		3
---	--	---

市町村

県外転出者及び実態調査等による職権消除者

(枚中

78		80
----	--	----

 枚目)

氏名	性別 男女	生年月			職権	転出先	※都道府県					備考	
		年号	年	月			市区町村コード						
4 B	5 12	M T S H					13		0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27		0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41		0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55		0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69		0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13		0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27		0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41		0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55		0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69		0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13		0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27		0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41		0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55		0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69		0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13		0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27		0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41		0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55		0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69		0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13		0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27		0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41		0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55		0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69		0	0	0	74	
4 B	5 12	M T S H					13		0	0	0	18	
	19 12	M T S H					27		0	0	0	32	
	33 12	M T S H					41		0	0	0	46	
	47 12	M T S H					55		0	0	0	60	
	61 12	M T S H					69		0	0	0	74	

推計人口調査票(死亡票)

年 月分

市区町村コード

1		3
---	--	---

市町村

死亡者

(枚中 78 枚目)

氏名	性別	生年月			備考	氏名	性別	生年月			備考
	男女	年号	年	月			男女	年号	年	月	
4 C	5 12	M T S H					5 12	M T S H			
	12 12	M T S H					12 12	M T S H			
	19 12	M T S H					19 12	M T S H			
	26 12	M T S H					26 12	M T S H			
	33 12	M T S H					33 12	M T S H			
	40 12	M T S H					40 12	M T S H			
	47 12	M T S H					47 12	M T S H			
	54 12	M T S H					54 12	M T S H			
4 C	61 12	M T S H					61 12	M T S H			
	5 12	M T S H					5 12	M T S H			
	12 12	M T S H					12 12	M T S H			
	19 12	M T S H					19 12	M T S H			
	26 12	M T S H					26 12	M T S H			
	33 12	M T S H					33 12	M T S H			
	40 12	M T S H					40 12	M T S H			
	47 12	M T S H					47 12	M T S H			
4 C	54 12	M T S H					54 12	M T S H			
	61 12	M T S H					61 12	M T S H			
	5 12	M T S H					5 12	M T S H			
	12 12	M T S H					12 12	M T S H			
	19 12	M T S H					19 12	M T S H			
	26 12	M T S H					26 12	M T S H			
	33 12	M T S H					33 12	M T S H			
	40 12	M T S H					40 12	M T S H			
4 C	47 12	M T S H					47 12	M T S H			
	54 12	M T S H					54 12	M T S H			
	61 12	M T S H					61 12	M T S H			
	5 12	M T S H					5 12	M T S H			
	12 12	M T S H					12 12	M T S H			
	19 12	M T S H					19 12	M T S H			
	26 12	M T S H					26 12	M T S H			
	33 12	M T S H					33 12	M T S H			
4 C	40 12	M T S H					40 12	M T S H			
	47 12	M T S H					47 12	M T S H			
	54 12	M T S H					54 12	M T S H			
	61 12	M T S H					61 12	M T S H			
	5 12	M T S H					5 12	M T S H			
	12 12	M T S H					12 12	M T S H			
	19 12	M T S H					19 12	M T S H			
	26 12	M T S H					26 12	M T S H			